

インターネット支店専用定期預金規定

第1条（利用条件）

1. インターネット支店専用定期預金（自動継続自由金利型定期預金（M型）（スーパー定期）、以下「この預金」といいます。）は、豊橋信用金庫（以下「当金庫」といいます。）インターネット支店（以下「当店」といいます。）で取扱うものとし、インターネット支店取扱規定にしたがい利用できます。
2. この預金は、インターネット回線に接続したスマートフォン等の情報端末を使用して、個人インターネットバンキングサービス（以下「IBサービス」といいます。）を利用しお客さま名義のインターネット支店専用普通預金（以下「普通預金」といいます。）の口座を介して振替による預入れまたは支払いを行うものとしします。
3. この預金は、総合口座の取扱いができません。

第2条（預入れの最低金額）

この預金の預入れは、1口10万円以上とします。

第3条（預入期間）

この預金の預入期間は、1か月、3か月、6か月、1年、3年または5年のいずれかとします。

第4条（自動継続）

1. この預金は、満期日に前回と同一のインターネット支店専用定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。ただし、継続の回数は99回を限度とします。
2. この預金の継続後の利率は、継続日における当金庫所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
3. 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

第5条（満期日前の解約）

この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。

第6条（利息）

1. この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日。以下同じです。）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および当金庫のホームページに掲載の利率（継続後の預金については前条第2項の利率。以下これらを「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日に支払います。ただし、預入日の3年後の応当日または預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の利息の支払いは、約定日数および約定利率によって6か月複利の方法で計算し、満期日以後この預金とともに支払います。
2. この預金の利息の支払いは、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ

入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

3. 継続を停止した場合のこの預金の利息（中間払利息を除きます。）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。

4. この預金を第5条の規定により満期日前に解約する場合またはインターネット支店取引規定第9条第3項および第4項によりこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算（預入日の3年後の応当日または預入日の5年後の応当日を満期日とした場合のこの預金については6か月複利の方法）し、この預金とともに支払います。

(1) 預入日の1か月後の応当日から預入日の1年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の場合

- ① 6か月未満……………解約日における普通預金の利率
- ② 6か月以上1年未満……………約定利率×50%

(2) 預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

- ① 6か月未満……………解約日における普通預金の利率
- ② 6か月以上1年未満……………約定利率×40%
- ③ 1年以上1年6か月未満……………約定利率×50%
- ④ 1年6か月以上2年未満……………約定利率×60%
- ⑤ 2年以上2年6か月未満……………約定利率×70%
- ⑥ 2年6か月以上3年未満……………約定利率×90%

(3) 預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

- ① 6か月未満……………解約日における普通預金の利率
- ② 6か月以上1年未満……………約定利率×30%
- ③ 1年以上1年6か月未満……………約定利率×40%
- ④ 1年6か月以上2年未満……………約定利率×50%
- ⑤ 2年以上2年6か月未満……………約定利率×60%
- ⑥ 2年6か月以上3年未満……………約定利率×70%
- ⑦ 3年以上4年未満……………約定利率×80%
- ⑧ 4年以上5年未満……………約定利率×90%

※上記(1)～(3)の計算による利率が解約日における普通預金の利率を下回る場合は普通預金の利率とします。

5. この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

第7条（譲渡、質入れの禁止）

この預金取引上の地位その他取引に係るいっさいの権利等は、譲渡または質入れその他第三者の権利を設定することはできません。

第8条（保険事故発生時における預金者からの相殺）

1. この預金は、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人になっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
2. 相殺する場合の手続については、次によるものとします。
 - (1) 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、当金庫に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - (2) 前号の充当の指定がない場合には、当金庫の指定する順序方法により充當いたします。
 - (3) 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
3. 相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。
4. 相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。
5. 相殺する場合において、借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺できるものとします。

第9条（休眠預金等活用法に係る異動事由）

当金庫は、この預金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。

1. 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込による払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当金庫からの利子の支払に係るものを除きます。）
2. 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当金庫が当該支払の請求を把握することができる場合に限り。）
3. 預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金等が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り。）
 - (1) 公告の対象となる預金であるかの該当性
 - (2) 預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地

第10条（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）

1. この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。
 - (1) 当金庫ウェブサイトおよび第8条に掲げる異動が最後にあった日
 - (2) 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
 - (3) 当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を發した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除きます。）に限ります。
 - (4) この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日
2. 第1項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。
 - (1) 預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの預金にあっては、初回満期日）
 - (2) 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じたこと／当該事由が生じた期間の満期日
 - ① 当金庫ウェブサイトおよび第8条に掲げる異動が最後にあった日
 - ② 当金庫が預金者等に対して休眠預金活用法第3条第2項に定める事項の通知を發した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を發した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除きます。）に限ります。
3. この預金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと／当該手続が終了した日

第11条（休眠預金等代替金に関する取扱い）

1. この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
2. 前項の場合、預金者等は、当金庫を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当金庫が承諾したときは、預金者は、当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。
3. 預金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当金庫に委任します。
 - (1) この預金について、振込み、口座振替その他の方法により、第三者からの入金または当金庫からの入金であって法令または契約に定める義務にもとづくもの（利子の支

- 払に係るものを除きます。)が生じたこと
- (2) この預金について、手形または小切手の提示その他の第三者による債権の支払の請求が生じたこと(当金庫が当該支払の請求を把握することができる場合に限り、)
 - (3) この預金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分(その例による処分を含みます。)が行われたこと
 - (4) この預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと
4. 当金庫は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。
- (1) 当金庫がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること
 - (2) この預金について、第3項第2号に掲げる事由が生じた場合には、当該支払への請求に応じることを目的として預金保険機構に対して休眠預金等代替金の支払を請求すること
 - (3) 前項にもとづく取扱いを行う場合には、預金者等が当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと
5. 本条については、休眠預金等活用法にもとづきこの預金に係る債権が消滅したことに伴い、本契約の解約をした場合であっても存続するものとします。

第12条(準用規定)

- 1. 本店との取引において、本規定に定めのない事項については、インターネット支店取引規定、個人インターネットバンキングサービス利用規定などの取引に関連する準用規定により取扱います。また、本規定において定義のない用語で、準用規定に定義のある用語は、かかる定義の意味を有するものとします。
- 2. 本規定と準用規定の定めが異なる場合は本規定が優先します。

第13条(規定の変更・廃止)

- 1. 本規定および準用規定は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の理由があると認められる場合には、変更・廃止することができるものとします。
- 2. 前項の規定の変更・廃止は、インターネット支店取引規定第12条(通知等)での通知または告知により行い、通知または告知の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上

(2020年9月15日現在)